

第六十五章 欽明天皇

前述の如く、宣化天皇は、辛亥年

(五三一)の前年(五三〇)二月十日に皇位

を剝奪された。十月に死を賜ったの

であろう、と考えてみたい。(第六十四章へ宣

化天皇の皇位剝奪、そして崩御の項において既述

ここに、継体天皇と手白香皇后との間に生

じた皇子(欽明天皇)は、

余は、年若く知識も浅く

いな。山田皇后(安閑天皇の皇后)は明

晰で、百政になれらるから、位に即き

た。諸事を決めていた。だきたい

と仰しかった。

かし、山田皇后は、恐懼して辞退された。

(欽明即位前紀参照)

宣化天皇が薨去された年の十二月五日に、

欽明天皇(天國排開廣庭天皇)は即位された。

欽明天皇即位前紀に、こう記されている。

十二月五日に、天國排開廣庭皇子、即天

皇位す。時に年若干。皇后を尊びて皇太后と

皇位す。時に年若干。皇后を尊びて皇太后と

皇位す。時に年若干。皇后を尊びて皇太后と

あいせき え 明晰 2163 宇治6 3,219 P

紀下63 宇治6 #上(F) 43 政事 449 紀下63 3213 3214 3215 3216 3217 3218 3219 3220 3221 3222

3221 1/2 新



小田皇后 紀下63' 井上 F44 紀下64' 天武 3219 未行

懸詞 392' 3155' 3155' 3221' 1/2 宇治 3156' 530年 21 510' 20 510' 20 3220' 日本同文

530年 21 510' 20 510' 20 3220' 日本同文

賞 1983' 日本同文

岩波書店、六四頁、注六参照

ろうと考えた。 (第一表参照)

東の天子武烈天皇の皇位を取り上げました。 (たのうなの)

たことに對する償の気持があつたのか

どうかは分らない。

か、ともあれ、武烈天皇の甥にあたる欽明天

皇が、西の日の天子として即位された

たのだった。 (五三〇年)

欽明天皇は即位の時二十一歳であつたろうか

時に、年若干

であつたという。 (欽明即位前記 十二月五日条 第六十章 欽明天皇誕生の項参照)

礼記(曲礼)に、「二十曰弱冠」と

ある。(広辞苑へ弱冠参照)

「弱冠」の懸詞として、「若干」と記された

たのかも知れない。

なお、欽明即位前記に「皇太后を尊びて皇太后と曰す」とある。(既述)

この記事に關し、

二に記されてゐる皇太后は、安閑天皇の皇后日山田皇后のことであらう

日本書紀(日本古典文学大系

什X紀下56<sup>p</sup>宣化初見  
紀下64<sup>p</sup> 3,221<sup>p</sup>-2/2

手白香皇后 紀下62<sup>p</sup> 百科10-382<sup>p</sup>  
今上<sup>602</sup> 元号<sup>749<sup>p</sup></sup>

とはいえ、  
皇太后は、先帝の皇后で、今上の生母の  
称号である

といる。(「広辞苑」へ皇太后)。「世界大  
百科事典」平凡社へ皇太后(参照)

とすれば、

へここにいう皇太后は、継体天皇の皇后

で、欽明天皇の生母である。手白香皇后

と指しているのだ

と思ゆる。(巻末の「皇室系譜」参照)

大伴金村大連・物部尾輿大連を大連とし、

蘇我稻目宿禰大臣を大臣としたのは、もと

の通り(宣化朝の如く)であった。

\*



3231P-1/2 同文 3232P/571 62  
 531 22  
 40 40  
 3231P-1/2 同文 3232P/571 62  
 531 22  
 40 40  
 3231P-1/2 同文 3232P/571 62  
 531 22  
 40 40  
 3231P-1/2 同文 3232P/571 62  
 531 22  
 40 40

均等 ↓  
 辛亥年 (辛亥年) (五三一)  
 辛亥年 (辛亥年) (五三一)

年が替わって、欽明元年となった。  
 ち 辛亥年 (五三一) である。

欽明元年一月十五日に、欽明天皇は詔し

正妃の武小廣國押首天皇 (宣化天皇) の  
 女、石姫を立てて皇后にしようし  
 と仰せられた。(巻末の皇室系譜参照)

石姫は二男女をお生みになった。  
 長男を笠前田珠

次男を詔語田亭中倉太珠敷尊 (後の敏達天皇)  
 といひ、一番下を狭田毛皇女 (別名笠縫皇女)

といつた。

つまり、武烈天皇の甥である、欽明天皇

が皇位につかれ、宣化天皇の女である、石

姫が皇后になられた、という。

継体上皇は

第一期二朝時代が破綻し、東の日の日本国  
 の天子であつた武烈天皇の皇位を剝奪された。

いた 傷 ましい 119P

562.5、16(±) ⊕  
→

3.224P

人心 1153P ⊕ 3213P 未 530年2月10日とある ⊕ 3214P

いた 傷 ましい 119P

神武天皇(後期継体天皇)は

② 予して、我が子だからこそ、なお許すわけ

にいかなりとお考えになつたのだからか

重祚された 宣化天皇・皇后橘皇女及び其の

孺子までも、亡き人とされたようである。

■ こんなんにも荒んだ世の中の人々の心を、少

しでも和らげようという政治的な意図があつ

てのことなのだろうか。

● それとも、天の神々や祖先神に対して、謝

罪の意を表すためのものだろうか。

● 予はよく分らないが、ともあれこうして

人心の刷新がはかられたように想到

さされる。

米

■ ところが、欽明天皇元年の是の辛亥年(五

三十一)の何と

最悪の事態を迎え

紀上219P  
"F 18"  
"F 172"

3228<sup>P</sup> - 1/2  
↑  
- 3/2

3,225<sup>P</sup> - 1/2

3822<sup>P</sup> = 同文  
紀下46<sup>P</sup>  
3213<sup>P</sup> 版  
3214<sup>P</sup>

た。武烈上皇は宣化天皇薨去後も、頻に諸患を、  
 ようとされたのであろうか。(武烈即位前記第一表参照)  
 先述のとおり、~~武烈即位前記第一表参照~~  
 辛亥(五三一)日本の天皇及び太子  
 皇子・俱に崩薨りましぬとリヘリ  
 とある。(継体紀二十五年条の百濟本記に参照)  
 13.5  
 欽明元年(五三二)、東の日辺日  
 本国(近畿)の武烈天皇及び太子・皇子が俱  
 におそくなりになった  
 とリう意味なのだろう  
 ニうして、武烈天皇は崩御さ水、  
 継嗣も絶  
 えってしまった。  
 武烈天皇の崩年については諸説  
 がある。武烈天皇の崩年については諸説  
 ①扶桑略記・水鏡などに、十八歳、  
 ②帝王編年記・皇代記などに、五十七歳、  
 ③天書に、六十一歳、  
 などとあって、どの説が正しいのか、にゆか  
 には断定できない。(日本書紀) (F) 日本古典  
 文学大系、岩波書店、一七頁、二四参照)

前頁の9行  
たうこ  
なおこの頁13行

× 即位前記

も、が多い。



1050P  
衆知 7/28  
知つては  
3178P

3,226P-1/2

前頁168行

継体天皇のことがらうか。

なるほど、読みようによつては、

武烈天皇の年が五十七歳であつた武烈八年の十二月

八日に、武烈天皇は崩御された

とも解し得よう。

そこで、この継体即位前紀の記事を借用し

て

帝王編年記・皇代記などに、武烈天皇の

崩年は五十七歳であると記された

と推察される。

また

武烈天皇が、武烈八年(五二七)十二月

八日に皇位を剝奪された四年後の辛亥

年(五三一)に死を賜わつた

ということは、奈良・平安時代に至つてもな

お、よく知られていたのであろう

だから、五十七歳に四歳を加えて、

天書に、武烈天皇の崩年は六十一歳と記

された

というわけなのかも知れな

てあ

\*

こと

こと

3年間の空位  
由3261-3/4  
に於いて  
即位前 48 81  
紀上218 33  
紀上216 55 84  
紀上219 7  
神武元年 辛酉 6年丙子  
私の年表と合っている  
紀上220 8 3,226-3/2

新編3行 読みかたは57行、武烈5行、武烈8年1-  
527年 57  
471 1  
56 56  
3058-1/2

一かしなから、  
天皇年五十七歳、八年の冬十二月の己亥  
小泊瀬天皇(武烈天皇)崩りましぬ  
と、いう記事は、**日継体即位前紀**に記載されて  
いるのだから、**大ニゴク**  
へ継体天皇が五十七歳の年、武烈八年(五  
二七)十二月八日に、武烈天皇が崩御さ  
た。よろにも解される。  
そのころみくに  
今上天皇の  
先帝の  
山崩御の記事直前に記述して  
る例。日本書紀中に採りてみた。  
以下のような具体的な例をあげる事が出来る。  
一 綏靖即位前紀に、こう記述されている。  
綏靖天皇は志尚次毅し。四十八歳に  
至りて、神日本磐余彦天皇崩りましぬ  
とある。神武天皇は百二十七歳で崩御さ  
たという。(神武紀元年条、十六年条参照)  
また、綏靖紀三十三年崩御の条に、八年  
十四と見え、計算上も合う。(日本書紀)山日本古典文学  
慮すると

コクヨ ケー20 20x20

3年間の空位表、3261-3/4 (ニ)

3249P-3/3

紀下213頁前 75 3,227P

紀下172P

紀下132P

神武前 584 } 紀下 482P  
三毛野即前 581 } 紀上  
前 1937

大系 岩波書店 二八頁注二〇、二二〇頁注一参照

・したかつて、

へ綏靖天皇が四十八歳の時下 神武天皇が

(神武七十六年、一二七歳で) 崩御された

と解される。

②推古即位前紀に ころ記されている。

推古天皇は 年十八歳下にして、立ちて

淳中倉太玉敷天皇(敏達天皇)の皇后となる。

三十四歳下にして、淳中倉太玉敷天皇(敏達天

皇)崩りまゐぬ。三十九歳下にして、泊瀬部天

皇(崇峻天皇)の五年の十一月に当り

崇峻天皇と記されていない

皇、大臣馬子宿禰の爲に殺せられたまひぬ

という

・推古三十六年条によつて推古天皇の崩年を

七十五歳とするとき、三十四歳を三十二歳の

誤りとみれば他は矛盾なく解しうる (第10

表) 日本書紀(日本古典文学大系、岩波書店

一七二頁注七参照)

■やはり、こうした例からみても、継体即位

前紀の「天皇年五十七歳」は 継体天皇

の歳を述べたものと思わゆる。



3157 167 507年 531 227 527 18才  
紀下22新 510 1 510 17 17

3,228 P-1/2

採集 24P ③3225 P-1/2 ③3225 P-1/2  
曲解 585  
わてと曲げて 解釈おこせ

三月五日条に、

継体紀元年（日本書紀の紀年で五〇七年）

と付とも、の かも知れな。第六十四章 参照

ゆつた、安閑天皇と宣化天皇の享年の項末尾

五二七年、十八歳の時に皇位剽奪、

磐井の乱の年、つまり丁未年（記）である

五二〇年に出生、

武烈天皇は、

とている記事の是非を考えてみる

扶桑略記・水鏡などが十八歳

次に、武烈天皇崩御の年を

と思われ、もしくは意図的な曲解に

ちよつとした錯覚、よるものなのであろう

と記述されているか、こららの記事は

・天書に、六十一歳

・帝王編年記・皇代記などに、五十七歳

すなわち、武烈天皇の崩年についで

③218 武烈崩 辛亥年 (531) ③315 9/2 4/5 9  
 H.11.6.5 (土) 22 7/10 3/27  
 - 3/16 ③3218 - 3/3 ③3225 1/2 ③3154 - 2/3  
 ③3154 2/3 ③3159 - 1/2 3,228<sup>P</sup> - 2/2

(ニ)

成人せいじんとしておられる

「手白香皇女を立てて、皇后にしたし

とあるから、手白香皇女の弟の武烈天皇が五

一〇年出生とすると、姉・弟の年の差がかな

り大きいこととなる。(日本書紀の紀年で五三一年)

また、継体紀二十五年条には、百濟本記か

らの引用であるとして、

「日本の天皇及び太子・皇子、俱に崩薨り

まいぬとリハリ」(皇位が剽奪された時)

と記されている。(既述)

●武烈天皇は、十八歳トの時

に幼い子を太子として立てておられた

などという情が考えられるのだろうか、と

疑問視される。

●もしかしたら、第五十九章へ顕宗天皇崩

第六十章へ仁賢天皇崩の項において述べた

ことと同様に、

へ扶桑略記・水鏡などに記載されている武

烈天皇の崩年ほうねんが十八歳じゅうはちさいに、十歳じゅうさいを加えなけ

ればならないのかではなからうかも知れない

とも思えるか、いろいろまで定かでない

とある(第六十四章へ母閑天皇と宣化

\*

③3218 3/3 31キ

44.9.13(日)④  
→44.9.14(月) 3.229P

たまたま 1373  
のびた 3.229P

562.5.16(日)  
(2) 痛 962  
言 知 88  
2377

「のちろつか」 頑  
こたに

■ それにしても、何故、このような結末を迎

えなければならなかったの**であ**らうか。

■ ~~この~~悲慘極まりない手段を選ぶ以外に、何

ら手立がなかったとでもいうのか。

「~~この~~言

■ 言い知れない蟠が人々の間に渦を巻き、大

きな**痛**が世の人々の心を苦しめたに相違ない。

■ その苛烈な処置に対して、

↑良し ↓

と思ぬ者も多かったのではな**ら**うか。

■ だが、~~この~~実は、神武天皇（後期継体

天皇）の胸の内こそ、深く、切ない悲しみ

が**透**えられていたのだらう、と拝察される。

と**に**ついては、追ってボバ**コ**にたい

\*

紀下64<sup>+</sup>末2所  
4277OK.

紀下66<sup>T</sup>  
紀年543<sup>F</sup>

3,230<sup>P</sup>

磯城嶋金刺宮

欽明紀元年七月十四日条に、

都を倭国の磯城郡磯城嶋に遷す。仍りて

號けて磯城嶋金刺宮とす

とある。

欽明天皇は、都を大和の磯城郡磯城嶋に

相当する所(大倭国の益城郡益城あたりへ

遷されたのかも知れない。

も、ともすれば、実際の欽明元年(五三二

の)とだ、たのか、あるいは日本書紀紀年の

欽明元年「太歳庚申」(五四〇)のことだ、

たのかは分らない。と、りあえが、五三

一年の事とであらうと考えてみることに

する。

とはいえ、多分

欽明天皇は、五三一年に遷都されたのだ

ろう

と思われ。 (第一表参照)

(\*)

宣化朝去後に 紀下23<sup>1</sup>行 二人の妹  
正妃とされたか? 正妃 3223<sup>1</sup> 欽明紀の23  
3223<sup>1</sup> 年へ4<sup>1</sup> 8行 由 3231<sup>1</sup>-3/2

3214<sup>1</sup> 同文  
19行 上征華路  
紀下57<sup>1</sup>

皇室系譜 → 357<sup>1</sup> 1/3 八移した  
3,231<sup>1</sup>

3214<sup>1</sup>

427  
OK

3223<sup>1</sup> 同文

の正妃・妃になつておられたと解される。〔日本

位の前から天國排開廣庭命(後の欽明天皇)  
石姫(正妃)・稚綾姫皇女は、欽明天皇即

たので、誅せられなかつた

死罪を賜つたとはいえ、宣化天皇の娘石

姫、および同母妹稚綾姫皇女は、女の子だ

つたので、誅せられなかつた

其の孺子(上殖葉皇子)までも、誅せられて

皇のみならず、皇后橘皇女(仁賢天皇の娘、

継体皇后半白香皇女の妹、武烈天皇の姉、及

宣化朝末年(五三〇か)十月に、宣化天

皇のみにならず、皇后橘皇女(仁賢天皇の娘、

継体天皇以降の皇室系譜

前記の  
一月十五日に詔し、  
正妃の武小廣國押着天皇(宣化天皇)の  
女、石姫を立てて皇后としよう  
と仰せられた。(第六十五章 辛亥年)の項  
に於いて既述 以下 卷末の皇室系譜 参照  
恐らく

紀下66° 57行の2  
 紀下57° 3行/倉稚綾姫皇女  
 66° 12行  
 #上下46° 元妃の妃  
 紀下24° 125  
 元妃の妃  
 3,232 P-1/2

版 3223°  
 紀下64°  
 紀下64° 109行  
 3223° 采

書紀(下)日本古典文学大系、岩波書店、六六頁、注一四へ元妃(即位以前からの意)矢多照と、一の女が生れた。欽明天皇と、皇后石姫との間には、二の男と、一の女が生れた。

①長を、箭田珠勝大兄皇子という。(欽明紀十三年四月条に薨去の記事がある)

②仲を、譯語田中倉太珠敷尊という。(後の敏達天皇。後代の天皇の祖に当る)

③少を、笠解皇女という。

\*すでに、第六十五章辛亥年の項冒頭に

おりて述べた通りである。

さて、翌年の欽明紀二年三月条に、  
 五の妃を納るし  
 とある。

五の妃とは、  
 ①欽明天皇即位前からの元妃で、皇后石姫の同母妹、稚綾姫皇女(既述)  
 ②同トく皇后石姫の妹、日影皇女(但し、母

H11.6.6(日)

紀下68  
124

紀下68

紀下67 2行 3,232<sup>D-2/2</sup>

天照大神 - 現在の内宮遷座(710頃か)  
3358<sup>F</sup> 神代156<sup>P</sup>  
3368<sup>P-1/3</sup> 伊勢日の宮

生れたひめ  
聖塩媛 宇治下8<sup>7</sup>  
紀下66 2行

の名は不明  
 ③ 蘇我大臣稻目宿禰の女、聖塩媛  
 ④ 聖塩媛の同母妹、小姉君  
 ⑤ 春日日抓臣の女、糠子  
 ⑥ なお、欽明天皇と、蘇我大臣稻目宿禰の娘  
 聖塩媛との間には、七男六女があつた。  
 長男が、大兄皇子(橘豊日尊、後の用明天皇)  
 二番目が、磐隈皇女。更の名は夢皇女。初  
 めて伊邪国の伊勢大神の宮日内宮に侍え祀  
 られたのであろう。(第9表(内宮の変遷の歴史)後述)  
 四番目が、豊御食炊屋姫尊(後の推古天皇)  
 である。  
 また、欽明天皇と、聖塩媛の同母妹小姉君  
 との間には、四男一女があつた。  
 三番目が、泥部穴穂部皇女(用明天皇の皇  
 后、聖徳太子の母)  
 五番目が、百瀬部皇子(後の崇峻天皇)  
 である。

\*  
 聖徳太子の叔父

後事 739P  
托す 1364P

長男 紀F155  
紀F68 注4  
紀F154 殊

「聖徳太子」  
原 藤原(下) 30~31P  
新 藤井 231P

ニニ 志  
此処 783 紀下204  
注6  
3,233P

長子継承の思想

↑↑↑↑↑ 用明天皇と泥部穴穂部皇女(穴

穂部皇女と苅部皇女との間に、長男と

て生れた聖徳太子は、薨去直前、敏達

天皇の孫、田村皇子(後の舒明天皇)に後事

を托し

口 将令 汝子孫世々繁昌矣

汝の子孫こそ、世々繁昌することになろ

うと仰せになった。(大安寺資財帳)

また、聖徳太子は、科長墓(磯長陵墓)を

造ったとき(樹枝を切つて)、

「此処を必ず断ち、彼処は必ず切水、子孫

の後またに絶つべからしめんと欲うなりし

と言わしめて、自己の子孫が皇位につく

望まなかつたようである。(「聖徳太子傳

」藤原猶雪、臨川書店、一〇八頁 同(下)三一

頁 「聖徳太子」亀井勝一郎、日本ソシヤリス

二二三頁参照)

H30(2018)8.19(日)~8.21  
(4回) 敬老の日  
F H4.9.15(金)  
↑

元112 永752 440/R(3)  
506 天の御座り 42P  
399号 地かて成(成)

H2.11.29(日) 藤原下31P  
HV 3,234P 未修正

11(ん云「110」)35-35  
自刃 970(4292) 朝日 H2.11.26  
Spile 4292 紀下 252 小町 82P  
4777(02)

三十一日、聖徳太子薨去後の皇極二年(六四  
 三)十一月、聖徳太子の長男山背大兄皇子は  
 夫れ身を損てて國を困めは、亦大夫にあ  
 らずや  
 戦いに勝つのも大夫であらうか、身を捨  
 てて國を安泰にするのも亦大夫ではあるまいか  
 と言われたといい、あえて戦いを避  
 け斑鳩の寺へ入り、縊死された。  
 妻子、一族、皆その運命を共にさす  
 敏達天皇の子孫に引き継がれ  
 と継承されてゆくことになる。(追々詳述)  
 卷末の「皇室系譜」参照  
 氏(ハル)の権勢拡大に皇室が利用さるようになり  
 皇統は時の為政者達の力関係によつて定めな  
 く揺れ動くこととなる。

宣其れ戦ひ勝ちて後に方に丈夫と言はむや  
 宣(あに) 其(た) 戦(た) ひ 勝(か) ちて 後(のち) に 方(まさ) に 夫(ま) 夫(ま) と 言(い) は む や

(\*)



⑤ 3237<sup>p-1/2</sup> 表  
⑤ 3238<sup>p</sup> 4行  
-1/3

三〇史記(1)99<sup>p</sup>  
紀下38<sup>p</sup> 経12

514年か元年  
3.236

紀下34<sup>p</sup> 経18  
三〇史記(1)の目次

三〇史記99<sup>p</sup>  
紀上58<sup>p</sup> 経28

紀上253<sup>p</sup> 表  
紀上257<sup>p</sup> 経2行  
任那<sup>か</sup>新羅<sup>か</sup>高麗<sup>か</sup>百濟<sup>か</sup>  
⑤ 3238<sup>p</sup> 23 6行  
" " 35

ありいと  
(阿利斯等)

また、日本書紀の文章の前後関係(たてま  
え)からいって、

「阿羅斯等」都怒我阿羅斯等  
比智干岐<sup>ちかみき</sup>蘇那曷比智<sup>そなみち</sup>

学大系、岩波書店、五八九頁補注六一二参照)

羅諸国の一つに任那加羅(いわゆる任那)  
があつたようである。(日本書紀(上)日本古典文

学大系、岩波書店、五八七頁補注五十七参照)

以下の事件の発端は、三〇史記(1)新羅本紀  
によると、新羅第二十三代「法興王」(在位

五一四一五四〇)の九年に溯ると考えられる

三〇史記(1)新羅本紀に、こう記されている

九年(五二二)三月、加耶国王が使者を  
派遣して、花嫁を求めてきた。王は、伊滄新

羅の官位十七階の第二の比助夫の妹を加耶  
に送った。その後、あるいは法興王十一

年(五二四)前後ころであったらうか

新羅と加耶(加羅)との間にもめぐりこた  
りか、その詳細については、あまりにも煩瑣なので省略したい。

紀上258<sup>p</sup> 4行

紀上258<sup>p</sup> 4行

3237P

右頁の上半分に、大きく掲載下さい。

3235 10頁 来朝伝説

24  
150G

第45表 阿羅斯等 (阿利斯等) 来朝の経緯 (想像)

(武烈7年)

(継体20年)

(武烈8年)

(継体21年)

(継体22年) 528年11月

(継体23年) 529年4月か

530年

辛亥年 531年

(欽明2年) 532年

- 加耶国王が(新羅に)花嫁を求めた。(新羅本紀 法興王9年3月条)
- 新羅と加耶との間にもめごとが起こった。(継体紀23年3月条)
- 任那が、阿羅斯等を遣して、(日辺日本国へ)朝貢らしむ。(崇神紀65年7月条)
- 新羅は、南部国境地帯の勢力を拡大した。(新羅本紀 法興王11年9月条)
- 西の継体天皇の都が「玉穗」に遷された。(継体紀20年9月条)
- 磐井の乱勃発(東西二朝間の戦いであろう)。(継体紀21年条)
- 筑紫君磐井戦死。(継体紀22年11月条)
- 阿羅斯等は、穴門、伊都国を経て、西の大倭国の都へ着いたのであろう。(継体紀23年4月条)
- 欽明天皇即位。(第1表参照)
- 武烈天皇及び太子・皇子がともに亡くなられたのであろう。
- 阿羅斯等、帰国したのであろう。(垂仁紀2年条)

OK 3236P  
OK 5頁  
OK 3238P-1/3 17~18頁  
OK 3238P-1/3 5頁  
OK 3240P-3/3 19頁, 19頁  
OK 3240P-3/3 1~25頁  
OK 3242P-1/3 1~2頁  
OK 3242P-1/3 5~10頁  
OK 3243P 5~7頁  
OK 3242P-3/3 18頁  
OK 3238P-3/3 3~4頁  
3238P-3/3  
9~11頁

3242P  
-1/3 9頁

欽明  
辛亥年

任那紀 3236 P. 3241 3行 524年  
 紀上 588 27 紀上 252 3236  
 紀上 253 頁 4行 紀上 126 3240 表  
 3,238 P. 1/3 3  
 一年前 3226 68 流  
 紀上 39 18 三日月 1-99  
 #上 25 紀下 38  
 3245

々まとめて述べているのではなからうか  
 ↓

結局新羅は、道すから刀伽・古跋・布那牟  
 羅の三城を攻略し、また北境の五城を攻略し  
 たようである。(継体紀二十三年三月条) 九月条参照  
 ●なお、新羅本紀、法興王十一年条に、  
 十一年(五二四)九月、(新羅の法興)  
 王は巡幸して、南部国境地帯の勢力を拡大し  
 た。加耶国王が来て会盟したし  
 とあり、両者の情況が似ているといえよう。(7日  
 本書紀「日本古典文学大系、岩波書店、三  
 九頁注用参照)

一方、崇神六十八年崩の三年前である崇  
 神六十五年(相当する)前期継体天皇崩御  
 (古事記によると五二七年)の三年前  
 つまり、磐井の乱勃発の年(五二七)の三年  
 前(五二四年)七月のことであつたかも知  
 りない。

任那国(任那加羅国) 蘇那曷叱知  
 (阿羅斯等)を遣して、朝貢らむし  
 とある。(崇神紀六十五年七月条第45表参照)

磐井の乱さはきんた前後の頃的情況を種

3214 赤明を奪われ(神代)

3236 39

3,238 P-2/3

紀上258

紀上257

3244 P-2

改行

是の國の王なり。吾を除きて復二の王無。故  
 名は伊都都比古。臣に謂りて曰はく、曰吾は  
 歸化。穴門に到る時に、其の國に人有り。  
 岐と曰ふ。傳に日本國に聖皇有すと聞りて、  
 都怒我阿羅斯等。亦の名は于斯岐阿利叱智干  
 對曰さく、意富加羅國の王の子、名は  
 國の筭飯浦に泊り、故、其處を號けて角鹿  
 と曰ふ。何の國の人ぞと曰ふ。  
 曰はく、一の船に乗りて、越  
 人、道に遮へて奪ひつ。其の二の國の怨、始  
 めて是の時、起る。御間城天皇(崇神天皇)の世  
 一に云はく、蘇那曷叱智に敦く賞す。仍りて赤絹一  
 百匹を齎たせて任那の王に賜す。然して新羅  
 (崇神天皇)の世に來朝て未だ還らざるか。  
 さく、國に歸りなむとまうす。蓋し先皇  
 是歲(重仁二年)、任那人蘇那曷叱智請  
 西の都での逸話である。



のほ  
上げる 元1750P

紀上258P 128

3,239P

この後の又は

③3241P

新26154n

紀上258P

宇治谷上128P

③3238P-2/3

読み直し

紀上258P

〆てまいりました  
 と答えた  
 なお、意富加羅国の意富は「大」の訓とも  
 いい、日本語の美称にすぎないともいいます。  
 「大」加羅国の王の子は都怒我阿羅斯等  
 が、朝貢の為にやってきました  
 という知らせは、日辺日本国の武烈天皇のも  
 とへ、口から口へと伝えられ、宮中奥深く  
 へ上せられ、口をいって、都怒我阿羅斯等  
 〆てまいりました  
 と答えた  
 なお、意富加羅国の意富は「大」の訓とも  
 いい、日本語の美称にすぎないともいいます。  
 「大」加羅国の王の子は都怒我阿羅斯等  
 が、朝貢の為にやってきました  
 という知らせは、日辺日本国の武烈天皇のも  
 とへ、口から口へと伝えられ、宮中奥深く  
 へ上せられ、口をいって、都怒我阿羅斯等  
 〆てまいりました  
 と答えた  
 なお、意富加羅国の意富は「大」の訓とも  
 いい、日本語の美称にすぎないともいいます。  
 「大」加羅国の王の子は都怒我阿羅斯等  
 が、朝貢の為にやってきました  
 という知らせは、日辺日本国の武烈天皇のも  
 とへ、口から口へと伝えられ、宮中奥深く  
 へ上せられ、口をいって、都怒我阿羅斯等

だか

③3238P-105P

の「あるは」以下

聞いた人々の耳には、

角がある人

と聞えたのであろう。

へ額に角有ひたる人が、角鹿へやっ来た

とは、面白いとありあわせである。

角鹿という地名の起源説話に

取り入られたものかと思われ。

として「日本書紀」垂仁二年是歲奈

また、都怒我阿羅斯等が、

「傳」に、日本國に聖皇有すと傳りて、歸化

と答えたといふこと、この当時、

「日」日本國の武烈天皇は、聖皇と尊稱さ

れ、敬われておられた。

ように思われる。

「多」分々、磐井の乱の年、つまり武烈八年

（五二七）までは、血筋的にいつて、

「東」の日本國の武烈天皇の方が、

西の大倭國の継體天皇よりも、尊貴である。

1099P  
919  
情勢  
暫時

3,240P-2/3

524年7月 3238P-1/3  
3238-1/3 崇神紀65年7月條

権威 702P  
加羅國王の子 3237P 1行  
3238P-2/3 3239P  
3行(任那)

と考えられていたのであろう。

だから、

「任那国王は、皇子都怒我阿羅斯等を遣わし

て、<sup>ヒビリのきみ</sup>最高<sup>サイニウ</sup>の権威者<sup>ケンイシヤ</sup>である東の日辺日本

国の聖皇武烈天皇に、朝貢の勞をとつたし

と想察される。

だがこの当時(五二四年七月頃)もうす

でに東西二朝間の断絶は決定的なものとなつ

ており、朝貢の儀を執り行うどころで

はなかつたの(第1表参照)

そこで、東の朝廷から阿羅斯等に、

「その地で、暫時待つようにし

という指示があつたものと思われる。

阿羅斯等らは、角鹿で待ち続けた。

しかし、天下の情勢は、いよいよ泥沼化し

ていつたに違いない。

武烈七年(五二六)には

「西の継体天皇の都加、日玉穂山へ遷す水

たし

という噂も伝わってきた(継体紀二十年九月十三

日条参照)

第45表

\*

H4.9.18(金) 朝貢 紀上252 陥る 305P  
 H8.8.15(木) ③ 3238P  
 H11.6.6(日)

3,240P - 3/3

八七六 2005P  
 変転 加増移322

は4人 3  
 覇推 1779P

一、武烈八年(五二七)六月に勃発  
 した、筑紫君磐井と近江毛野臣との争い

東西二朝間の戦い

の一端を示しているのだろう。

第45表 継体紀二十一年

条参照

世の中は、  
 どのように変転するか分

からない。

最高の地位にあった武烈天皇は、

この戦いに破れ、囚われの身とな

ってしまわれた。

日辺日本国(近畿地方)は、大混乱に陥っ

た。

多くなると、どうして阿羅斯等は日辺日

本国の朝廷に朝貢する事か出来得ようか。

\*

905<sup>p</sup> 紀上325<sup>p</sup>末 仲哀8年正月  
328<sup>p</sup> 式の国と人有り

とお 遠ざかる 1583<sup>p</sup>

3,241<sup>p</sup> - 1/4

紀上258<sup>p</sup>

3242<sup>p</sup> - 3/3 大倭口著

さらけ、武烈天皇の身柄は、西の国の方へ  
と遷されていった。  
阿利斯等は、  
東の日辺日本国の都へ行ってみても、大  
王（武烈天皇）が居られなないのであはば、朝  
貢などかなうわけがない。何といたものか。  
と途方に暮れた。  
思案の末、阿利斯等は、行き先を変更  
し、西方の大倭国（九州）の都へ  
と向った。  
阿利斯等の乗った船は、日辺日本国（近畿）  
から次第に遠ざかっていった。  
やがて、阿利斯等は、穴門（長門国の古  
名）に到った。（第○表参照）  
その国には、ある人が来ていた。  
引嶋（現在の彦島）へ仲哀八年正月、穴門の  
右を参迎えるためにやって来た。伊都縣主の





3,241<sup>P</sup>-4/4 ④3184<sup>P</sup>

原文 ④3238<sup>P</sup>-3/3

紀上 258<sup>P</sup> 檀日浦 紀上 334<sup>P</sup>

そので 前頁 18行

と推察される。

阿リス等は、更た罷った(去った)

阿リス等は、(1)の間にか、即ち更(筒飯

浦に相当する所(檀日浦に)還り至って(1)

た。 (西の都へ行た者が居る。このて航路を知らずして

阿リス等は、道路を知らずして、(鳥々浦

々に留連(ひつつ、北海(玄海灘あたりの海)

より廻りて、出雲國に相当する所(伊

都国)を経て、(第45表参照)

入と標へ至った。

(糸島半島あたり)

\*

④3237<sup>P</sup>の表

④3238<sup>P</sup>-3/3 3行  
他人の所から  
返す  
④3238<sup>P</sup>-3/3 3行  
④3238<sup>P</sup>-3/3 12行